

センター からの

2015
9月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2015.9月発行)

Contents

- 消費者ホットラインが「局番なし188番」での案内を始めています。
- 気をつけて!子どもがドラム式洗濯機に入り、閉じ込められる事故!
- ご存じですか?商品先物取引の勧誘ルールが変わりました!
- リーフレット「医療サービス 受ける前に確認しよう～私たちは医療消費者～」を作成しました。
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999**
津山分室 …… **0868 (23) 1247**

火曜日～日曜日 9:00～16:30

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

イヤヤ(188)

嫌や! 泣き寝入り!!

～契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は、1人で悩まずに、
まずは消費者ホットライン「局番なし188番」にお電話ください!～

全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口をご案内する「消費者ホットライン」が、7月1日から「局番なし188番」で案内を開始しました。

消費者ホットラインは、お住まいの地域の市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。市町村、都道府県又は国民生活センターいずれかの窓口が対応します。

年末年始を除いて原則毎日利用していただけますが、相談窓口が受付時間外の場合、ガイドンスにより電話番号と受付時間をご案内します。

電話料金は、相談窓口につながった時点からの通話料がかかります。(電話番号と受付時間の案内ガイドンスについては、電話料金はかかりません。)

※従来の電話番号(0570-064-370)も引き続き利用できます。



「知っておきたい! 消費者トラブル対処法」

講師: 岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

矢吹香月 さん

消費生活講座



次々と現れる新手の悪質商法、増え続ける特殊詐欺の被害...
私たちが消費者トラブルにあわないための心構えや、あってしまったときの対処法、
高齢者の見守りのポイントなどについて学びます。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715

電子メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成27年
9月17日(木) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

気をつけて!

子どもがドラム式洗濯機に入り、 閉じ込められる事故!



6月に東京都でドラム式洗濯機に子どもが閉じ込められて死亡するという痛ましい事故が発生しました。

海外では「洗濯槽の中に入り込んだ際、弟が操作ボタンに触れて洗濯機が動き出し、打撲により死亡」、「洗濯槽に落ちて溺死」などの洗濯機の事故が報告されています。

ドラム式洗濯機の横向きのふたは、洗濯物の出し入れに便利な一方で子どもが自分で中に入ってしまうことができる構造です。ふたが閉まってしまうと中から開けることができない機種もあります。子どもが勝手に洗濯槽の中に入らないよう、使っていない時でも、ふたは必ず閉めましょう。ふたにゴムバンドをかけるなどの工夫も有効です。

また、洗濯機のボタン操作ができないようにする**チャイルドロック**などの機能があるものは**利用し**、子どもが簡単に洗濯機を開けたり動かしたりできないようにしましょう。

ゴムバンドで開閉防止!

— ゴムとフックでふたを押さえます —

- 接着剤でつけるフックを2つ用意し、洗濯機の両サイドに付けます。
- ゴムひもまたはヘア用のゴムを1メートルくらい用意し、輪にして結びフックに付けます。
(日本赤十字社のホームページ「こどもの事故防止」から抜粋)

洗濯機による水の事故にも気をつけて

子どもは好奇心が旺盛です。水音に興味をそそられ、洗濯機の中をのぞき込んで落ちてしまうこともあります。洗濯機が止まっても、浸け置き洗いなどで水を溜めている場合は注意してください。家の中だと安心しがちですが、わずか10cmの深さでも口と鼻をおおうだけの水があれば、溺れてしまうことがあるのです。

洗濯は、他の家事と並行しがちですが、小さなお子さんからは目を離さないようにしましょう。また、踏み台になるような洗濯かごなどは近くに置かないよう心がけましょう。

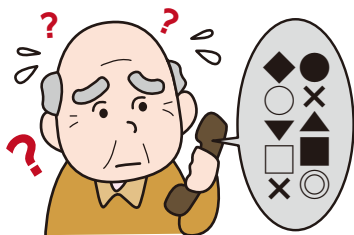


安全教育で事故予防を

子どもには安全な行動を繰り返し教え、交通のルール、遊びの中でのマナー、道具の安全な使い方を教えるなど、積極的な安全教育を行うことが大切です。

ご存じですか？

商品先物取引の勧誘ルールが変わりました。



勧誘を受けても、取引の仕組みやリスクの大きさが理解できなければ契約しないで！

6月に商品先物取引法施行規則等が改正され、商品先物取引の勧誘ルールが変わり、消費者に対する商品先物取引の不招請勧誘（契約の締結の勧誘を要請していない消費者に対する訪問や電話による契約の締結の勧誘）が、これまでより広く（一定の条件を満たす消費者に対して）可能になりました。

このため、商品先物取引への投資を考えていない消費者が契約締結の勧誘を受ける機会が増えると思われます。

商品先物取引は、将来の一定の時期に、一定の価格で商品の売買を行うことをあらかじめ約束する取引ですが、仕組みが複雑で、投資額以上の損失が生じる（実際に支払った金額がなくなるだけでなく、さらに追加でお金を支払う必要が生じる）可能性もあるハイリスク・ハイリターンな取引です。

事業者からの勧誘があっても、取引に関心がない、取引の仕組みが理解できない、リスクの大きさが理解できないといった消費者は、勧誘や契約を断るようにしましょう。

リーフレット「医療サービス 受ける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～」を作成しました！

医療サービスに関する全国の相談が年々増えています。

特に、インプラントなどの歯科治療、白内障などの眼科治療、シワ取り・アンチエイジングを目的とした美容医療などを受ける前は、「治療方法」、「医療リスク」、「医療費」などでトラブルが起きないように、しっかりと事前に確認することや、納得いくまで医師に相談することが、私たちに求められています。

このパンフレットでは、私たちが「医療サービスを受ける消費者」として、権利と責任ある意識を持って行動するためのポイントをわかりやすく解説しています。

消費者被害防止のための啓発講座や勉強会などにご活用下さい。



監修：川崎医療福祉大学 田村久美 准教授

問い合わせ先

岡山県消費生活センター 086-226-1019

●消費生活相談事例●

スマートフォンでのワンクリック請求の新たな手口にご用心



スマートフォンでアダルトサイトを閲覧中、登録完了画面が表示されたので、画面を消そうとしたら自動的に電話が発信されてしまった。その電話で登録するつもりが無いことを伝えしたが、高額な料金を請求されてしまった。

(総社市 女性)

消費者へのアドバイス

スマートフォンのワンクリック請求に関する相談が多数寄せられています。これまでの相談の多くは「請求画面が表示された」というものでしたが、最近、従来とは異なる新しい手口が見受けられます。

ひとつは、「請求画面が表示されたときにシャッター音が聞こえた」というもの。もうひとつが、「登録完了画面が表示された後、自動的に電話が発信されてしまった」というものです。

最初の手口は、請求画面を表示させる際にシャッター音の音楽ファイルを再生させているだけです。自分の写真が撮影、送信されたと不安にさせて、メールや電話で業者へ連絡を取らせようとしています。閲覧しただけではスマートフォンのカメラ機能を制御したり、撮影した写真を送信したりすることはできないので安心してください。

次の手口は、サイトに組み込まれたプログラムによって、ポップアップを表示させ、画面を操作してしまうと電話が発信されるという仕組みです。その際、発信先の番号の先頭に186が追加されており、

非通知設定にしても自分の電話番号が相手に通知されてしまいますので、注意が必要です。電話発信をキャンセルしても、再び自動的にポップアップが現れ、電話をかけない限り画面が消えないと思込ませます。

ブラウザのタブの削除や閲覧履歴の消去を行えば、こうした請求画面やポップアップを消すことができます。

ワンクリック請求の基本的な手口は、利用者に対して心理的に不安や焦燥感を与えることでメールや電話をさせ、その連絡先に様々な理由で高額な支払いを要求するといったものです。そのため、請求画面が表示されても慌てずにブラウザに表示された請求画面を消すこと、そして絶対に業者に連絡を取らないことが重要です。

もし業者に連絡をしてしまった場合や契約の成立に関して不安を感じる場合には、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加わりました。

消費者教育DVD(小学生版)

お かね だい じ
「御金大事」と考えよう！
買い物とくらし

企画・制作
広島県環境県民局消費生活課

39分

物や金銭の大切さや、より楽しい使い方を楽しくわかりやすく伝えます。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。 TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。



小学生向け

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>